

## 「復興特別所得税」についてのお知らせ

平成 23 年 12 月 2 日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が交付され、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの 25 年間にわたり、所得税額に対して 2.1%の「復興特別所得税」が追加課税されることになりました。

このため、平成 25 年 1 月 1 日以降に支払われる預金利息や公共債の利子のほか、信用金庫の出資配当金等に対しても、「復興特別所得税」が追加課税されます。

### 「復興特別所得税」を付加した税率（平成 25 年 1 月 1 日以降）

	平成 24 年 12 月 31 日まで	平成 25 年 1 月 1 日 ~ 平成 49 年 12 月 31 日
預金・公社債の 利子等	<b>20%</b> (所得税 15%) (住民税 5%)	<b>20.315%</b> (所得税 15.315%) (住民税 5%)
信用金庫の 普通出資配当金	<b>20%</b> (所得税 20%)	<b>20.42%</b> (所得税 20.42%)

利子等の計算期間等にかかわらず、平成 25 年 1 月 1 日以降に支払われる利子等に対し、上記税率が適用されます。また、各種資料で所得税が従来 of 税率により表示されている場合も、平成 25 年 1 月 1 日以降は上記税率となります。

(期日を境にした日割り計算はいたしません)

今後税制が改正された場合は、内容を変更することがあります。

マル優、マル特を利用されている場合は除きます。

記載されている税制の説明は、一般的な内容です。課税の詳細については、税理士またはお住まいの管轄税務署にご確認ください。

**高岡信用金庫**